



平成31年 3月11日

行田市教育委員会教育長 鈴木 トミ江 様

行田市公立学校通学区域等審議会

会 長 山 野 達 雄

行田市公立学校適正規模・適正配置及び再編成について（答申）

平成30年11月19日付け行教総第940号により諮問を受けた標記の件について、審議した結果、次の結論に達しましたので答申します。

1 学校規模、配置に対する基本的な考え方

行田市では、市民と協働した地域社会の創造を目指す「第5次総合振興計画」のもと、「未来をひらく人材と文化を育むまちづくり」を基本理念とする教育大綱を定め、確かな学力の育成や魅力ある教育環境づくりを推進してきた。また、人口減少に伴う課題の解決や将来にわたる安心・安全な地域社会の実現を目指す「行田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中でも、「行田の未来を担う人材育成」を掲げ、教育環境の整備・充実に力を注いできている。

教育委員会は、今後の動向も見据え、新学習指導要領（小学校2020年度～、中学校2021年度～）に掲げられた「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、家庭や地域との緊密な連携が不可欠であると考え、すでに学校運営協議会や学校応援団など地域の教育力と協働しながら、地域の特色を生かした「地域とともにある学校づくり」を推進している。

なかでも、教育大綱の「確かな学力の育成」や「魅力ある教育環境づくり」の充実に、地域の教育力と協働しながら、義務教育9年間の学び（学習）と育ち（生活）の連続性・系統性を重視した小中一貫教育の推進や適正な学校規模の確保、特色を生かした教育環境づくりなどが必要であると捉え、市全域において中学校区を中心とした再編成を進めることとしている。

特に、過小規模校では、集団での多様な学習活動や体育など集団競技の特性を学びにくく、各成長段階で求められる資質・能力を養う点からも、切磋琢磨や挑戦意欲が不足しがちであり、人間関係も固定しやすいなど、様々な弊害が見受けられることから、早期に過小規模校の解消を含めた学校の再編成の実現が必要であるとしている。

また、学校と協力体制にある地域団体としては、自治会や体育協会など地区を単位とするものであるが、学校区により地区が分割されていることにより地域活動に支障を生じる例もあることから、再編成とともにこれを解消することとしている。

本審議会としても、児童生徒数の減少は、一部の地域に限られた問題ではなく、全市的

な問題であり、過小規模校や小規模校を統廃合するにとどまらず、現在の諸問題や今後の学習指導要領等を照らし合わせ、小中学校の再編成を進めるべきであると考えている。

また、全国的に課題となっているいわゆる「中1ギャップ」への対応などにも小中一貫教育は有効であるとの見解もあることから、教育委員会が述べる小中一貫教育、一定の学校規模の確保及び特色を生かした教育環境づくりを柱に本審議会においても実現を目指すべきと考える。

そのような点からも、本市における学校の規模及び配置の長期的課題については、小学校における適正規模の学級数を12～18学級、学校数を7校とし、中学校における適正規模の学級数を9～15学級、学校数を4校とする。また、その中学校4校を中心として小中一貫型小学校・中学校を設置できるように、短期的課題・中期的課題を踏まえて段階的に学校の再編成を進めるべきものとする。

なお、その時々々の教育状況を反映できるように定期的に再編成計画の見直しを行うことを助言する。

また、学校は古くから地域の中心にあって、そこで生まれ育った住民にとっての精神的な拠り所であるとともに、子ども達を中心とした地域コミュニティ活動の場としての機能も持ち合わせている。そのような学校の機能が地域から失われることに対する住民の心情を十分に理解し、再編成後の学校においても、自分たちの学校として誰もが親しみを持つことができるよう地域の特色を生かした魅力ある新たな学校としての設立を目指すとともに、跡地となる学校施設についても、地域の活力向上につながるような利用について、学校教育のみならず、市全体のまちづくりの課題として推進されたい。

2 各小中学校の児童生徒数の現状と将来推計

小学校では、現在すでに北河原小学校、須加小学校が過小規模校（1学校に5学級以下）であり、それに加え、2021年度には星宮小学校、2023年度には太田東小学校が過

小規模校になることが見込まれている。また、2018年度に7校あった適正規模校（1学校に12学級以上）も2023年度には5校に減少し、その後も減少する見込みとなっている。

中学校では、現在、過小規模校はないものの、適正規模校（1学校に12学級以上）が3校となり、2023年度には2校に減少する見込みとなっている。

3 学校の再編成について

教育委員会で示す、中学校の適正学校数である4校を東西南北の地域に分けた再編成案を基に、各小中学校児童生徒数の推移、学校区が分割されている地区の解消及び学校施設の耐用年数等を考慮し検討を行った。

その結果、長期的課題として、中学校の適正学校数である4校を中心に、東西南北の各地域に分けて小中一貫教育を実施していくことは、妥当である。

その中でも、すでに過小規模校となっている北河原小学校、須加小学校、これから過小規模校になる見込みの星宮小学校、太田東小学校を、短期的課題として再編成すべきである。

なお、北部地域の見沼中学校区義務教育学校（施設一体型）、南河原中学校区小中一貫型小学校・中学校（施設分離型）を短期的課題として早期に開設して検証し、中・長期的課題の小中一貫型小学校・中学校の設置を段階的に検討されたい。

(1) 東部地域

① 短期的課題（策定後5年間の計画）

ア 太田西小学校と太田東小学校での再編成

② 中期的課題（策定後6～10年間の計画）

ア 小中一貫教育の検証

イ 学習指導要領など教育課程の改正に伴う再編成計画の見直し

ウ 長期的課題（通学区域見直し）に向けた検討

③ 長期的課題（策定後11年間以上の計画）

ア 東小学校（佐間地区）の南小学校区への通学区域見直し

イ 行田中学校（長野地区）の長野中学校区への通学区域見直し

ウ 長野中学校区を中心とした小中一貫型小学校・中学校（施設分離型）

エ 太田中学校区を中心とした小中一貫型小学校・中学校（施設分離型）

オ 北小学校、長野中学校（星河地区）の北部地域義務教育学校区へ通学区域見直し

カ 東部地域小中一貫型小学校・中学校

○ 審議会の判断

上記項目について、「1 学校規模、配置に対する基本的な考え方」を踏まえ、次のとおり判断する。

①のアについて

2023年度に太田東小学校が過小規模校となる見込みであることから、太田西小学校との再編成は妥当である。

②のア及び②のイについて

その時々々の社会情勢や教育状況を踏まえ、再編成計画に反映させることが望ましい。

②のウについて

通学区域を見直すにあたり、事前の検討は必要であることから妥当である。

③のア及び③のイについて

学校区が分割されている地区解消の点から妥当である。

③のウ及び③のエについて

市内4地域において小中一貫教育を進めるにあたり、段階的に検証しながら進めていくことが望ましいと考え、現中学校区での小中一貫型小学校・中学校の設置は妥当で

ある。

③のオについて

今後も生徒数の減少が見込まれる中、北部地域の中学校2校（見沼中、南河原中）を統合したとしても適正規模の学級数には及ばない。市内4地域において小中一貫教育を進めるにあたり一定の学校規模の確保が必要であること、現在、星河地区の和田・斎条地区は、通学選択地区ではあるものの見沼中学校区であること、また、北小学校の教室棟が2032年に耐用年数を迎え、建替えが必要となること等を考慮すると、北小学校、長野中学校（星河地区）の北部地域義務教育学校区への通学区域見直しは妥当である。

③のカについて

最終的な中学校区として、適正規模の学級数及び学校数の点から妥当である。ただし、太田中学校において適正規模の学級数に及んでいないことから、教育委員会で示した2046年度より早期の実現が望ましい。

また、小学校区については、適正規模の学級数及び学校数の点から2校が妥当である。

(2) 西部地域

① 中期的課題（策定後6～10年間の計画）

ア 小中一貫教育の検証

イ 学習指導要領など教育課程の改正に伴う再編成計画の見直し

ウ 長期的課題（通学区域見直し）に向けた検討

② 長期的課題（策定後11年間以上の計画）

ア 西小学校（忍中学校区）及び忍中学校（西小学校区）の通学区域見直し

イ 西部地域小中一貫型小学校・中学校

○ 審議会の判断

上記項目について、「1 学校規模、配置に対する基本的な考え方」を踏まえ、次のとおり判断する。

①のア及び①のイについて

その時々々の社会情勢や教育状況を踏まえ、再編成計画に反映させることが望ましい。

①のウについて

通学区域を見直すにあたり、事前の検討は必要であることから妥当である。

②のアについて

学校区が分割されている地区解消の点から妥当である。

②のイについて

最終的な中学校区として、適正規模の学級数及び学校数の点から妥当である。

小学校区については、適正規模の学級数及び学校数の点から2校が妥当である。

(3) 南部地域

① 短期的課題（策定後5年間の計画）

ア 星宮小学校と中央小学校での再編成

② 中期的課題（策定後6～10年間の計画）

ア 小中一貫教育の検証

イ 学習指導要領など教育課程の改正に伴う再編成計画の見直し

ウ 長期的課題（通学区域見直し）に向けた検討

③ 長期的課題（策定後11年間以上の計画）

ア 中央小学校（星河地区）の北部地域義務教育学校区への通学区域見直し

イ 東小学校（佐間地区）の南小学校区への通学区域見直し

ウ 行田中学校（長野地区）の長野中学校区への通学区域見直し

エ 西小学校（忍中学校区）及び忍中学校（西小学校区）の西中学校区への通学区域見直し

オ 行田中学校を中心とした小中一貫型小学校・中学校（施設分離型）

カ 忍中学校を中心とした小中一貫型小学校・中学校（施設分離型）

キ 埼玉中学校を中心とした小中一貫型小学校・中学校（施設隣接型）

ク 南部地域小中一貫型小学校・中学校

○ 審議会の判断

上記項目について、「1 学校規模、配置に対する基本的な考え方」を踏まえ、次のとおり判断する。

①のアについて

2021年度に星宮小学校が過小規模校となる見込みであることから、中央小学校との再編成は妥当である。

②のア及び②のイについて

その時々々の社会情勢や教育状況を踏まえ、再編成計画に反映させることが望ましい。

②のウについて

通学区域を見直すにあたり、事前の検討は必要であることから妥当である。

③のア、③のイ、③のウ及び③のエについて

学校区が分割されている地区解消の点から妥当である。

③のオ、③のカ及び③のキ

市内4地域において小中一貫教育を進めるにあたり、段階的に検証しながら進めていくことが望ましいと考え、現中学校区での小中一貫型小学校・中学校の設置は妥当である。

③のクについて

最終的な中学校区として、適正規模の学級数及び学校数の点から妥当である。ただし、埼玉中学校において適正規模の学級数に及んでいないことから、教育委員会で示した2043年度より早期の実現が望ましい。

また、小学校区については、適正規模の学級数及び学校数の点から2校が妥当である。

(4) 北部地域

① 短期的課題（策定後5年間の計画）

ア 見沼中学校区義務教育学校

（荒木小学校、須加小学校、北河原小学校、見沼中学校での再編成）

イ 南河原中学校を中心とした小中一貫型小学校・中学校（施設分離型）

② 中期的課題（策定後6～10年間の計画）

ア 小中一貫教育の検証

イ 学習指導要領など教育課程の改正に伴う再編成計画の見直し

ウ 長期的課題（通学区域見直し）に向けた検討

③ 長期的課題（策定後11年間以上の計画）

ア 北小学校、中央小学校（星河地区）、長野中学校（星河地区）、忍中学校（星河地区）の北部地域義務教育学校区へ通学区域見直し

イ 北部地域義務教育学校

○ 審議会の判断

上記項目について、「1 学校規模、配置に対する基本的な考え方」を踏まえ、次のとおり判断する。

①のアについて

過小規模校の解消の点から、荒木小学校、須加小学校、北河原小学校、見沼中学校で

の再編成は妥当である。また、北部地域義務教育学校設立を見据え、段階的に検証しながら進めていくことが望ましいと考え、現中学校区での義務教育学校の設置は妥当である。

①のイについて

北部地域義務教育学校設立を見据えて、段階的に検証しながら進めていくことが望ましいと考え、南河原中学校区での小中一貫型小学校・中学校の設置は妥当である。

②のア及び②のイについて

その時々々の社会情勢や教育状況を踏まえ、再編成計画に反映させることが望ましい。

②のウについて

通学区域を見直すにあたり、事前の検討は必要であることから妥当である。

③のアについて

今後も生徒数の減少が見込まれる中、北部地域の中学校2校（見沼中、南河原中）を統合したとしても適正規模の学級数には及ばない。市内4地域において小中一貫教育を進めるにあたり一定の学校規模の確保が必要であること、現在、星河地区の和田・斎条地区は、通学選択地区ではあるものの見沼中学校区であること、北小学校の教室棟が2032年に耐用年数を迎え、建替えが必要となること、学校区が分割されている地区解消の点などから、北小学校、中央小学校（星河地区）、長野中学校（星河地区）、忍中学校（星河地区）の北部地域義務教育学校区へ通学区域見直しは妥当である。

③のイについて

最終的な小・中学校区として、適正規模の学級数及び学校数の点から妥当である。ただし、見沼義務教育学校及び南河原小中一貫型小学校・中学校において、適正規模の学級数に及んでいないことから、教育委員会で示した2032年度より早期の実現が望ましい。

4 審議経過

平成30年 11月19日 教育委員会より諮問
11月19日 第1回審議会開催
平成31年 1月15日 第2回審議会開催
3月11日 第3回審議会開催 答申

行田市公立学校通学区域等審議会

会長	山野 達雄	副会長	千葉 房慶
委員	柏瀬 裕之	委員	中居 武司
委員	江森 弘安	委員	高橋 由美
委員	羽鳥 英樹	委員	杉 義浩
委員	小山 貴司	委員	羽鳥 修弘
委員	羽鳥 嗣郎	委員	木元 健治